

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成20年1月16日

京都市長 榎本 頼兼

1 競争入札に付する事項

(1) 工事名称

平成19年度 京都市地域水道施設 計装機器等修繕工事

(2) 工事場所

京都市右京区嵯峨水尾宮ノ脇町他 地内

(3) 工事概要

本工事は、以下の故障した計装機器等を修理するものである。

ア 投込式水位計（水尾浄水場）

イ 投込式水位計（宕陰浄水場）

ウ 投込式水位計（雲ヶ畑浄水場）

(4) 工期

契約の日から平成20年3月14日まで

(5) 支払条件

ア 前払金

請負代金の4割を超えない範囲内で支払うこととする。

イ 部分払

なし

2 入札までの手続

(1) 下記3の入札参加資格に関する事項について、下記4の入札参加資格の確認を

行い、入札参加資格を有すると認められた者を本件入札参加有資格者とする。

- (2) 上記(1)の確認結果は、下記4(4)のとおり通知する。
- (3) 当該有資格者に対して設計図書を貸与し、入札を行う。

3 入札参加資格に関する事項

本件一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日の前日において、現に規則第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録されている者（以下「登録業者」という。）であって、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出した日（下記(4)にあつては、提出の日から競争入札参加資格確認の日までの間）において、次に掲げる項目のすべての条件を満たす者

- (1) 建設業法に基づく機械器具設置工事業の許可を受けていること。
- (2) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定に基づくもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。以下同じ。）における「機械器具設置」の総合評定値が700点以上であること。
- (3) 建設業法の定めるところにより、本件工事の施工に係る現場代理人及び主任技術者を当該工事に専任で配置することができること。

なお、配置予定の技術者については、常勤の自社社員であり、かつ、本件入札参加資格確認申請時において、引き続き3箇月以上の雇用関係があること。

- (4) 本件入札に係る申請書の提出期限から競争入札参加資格の確認までの期間において、要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の処分を受けていないこと。
- (5) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合

は、そのうちの1者しか参加できない。

ア 資本関係

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定に基づく子会社をいう。以下同じ。）、子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定に基づく親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定に基づき選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視することができる資本関係又は人的関係にあると認められる場合

4 入札参加資格の確認

(1) 本件入札に参加しようとする者は、次の書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者又は入札参加資格がないと

認められた者は、本件入札に参加することができない。

また、必要書類の作成に係る費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しませんが、本市において無断で使用しないものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（用紙交付）

イ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

ウ 技術者配置予定調書（用紙交付）

上記3(3)の技術者を記載し、その者の技術者資格及び雇用関係を証明することができる書類等の写しを添付すること。

また、当該技術者については、本件入札参加資格確認申請時において、他の工事に配置されておらず、かつ、申請時以降、落札決定の日時までの間においても、他の工事に配置する予定がないこと。

なお、落札した場合においては、技術者配置予定調書に記載された者と異なる者を配置すること及び履行の途中における技術者の変更は認められない。

(2) 申請書等交付の場所及び期間

ア 場所

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

（電話 075-672-7728）

イ 期間

公告の日から平成20年1月23日（水）まで。ただし、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。

なお、申請書等の交付を行う時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(3) 申請書等の提出方法

この入札に参加しようとする者は、上記4(2)アの場所及びイの期間内に上記4(1)に掲げる書類を持参し提出すること。

なお、申請書等の受付時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(4) 入札参加資格の確認結果通知等

本件入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

なお、入札参加資格を有すると確認した旨通知があった者は、設計図書を貸与するので、資格確認通知後、上記4(2)アの場所で速やかに交付を受けること。

ア 通知方法

電話により通知する。

イ 通知予定期日

平成20年1月25日（金）

ウ 入札参加資格を有しないと認めた者に対する書面による理由説明

本件入札参加資格確認において、入札参加資格を有しないと認めた旨通知を受けた者は、その理由について書面による説明を求める場合は、平成20年1月29日（火）午後5時までに、その旨記載した書面を上記4(2)アの場所まで持参し提出すること。

5 入札参加資格確認の取消し

本件入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、市長は上記4(4)による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

- (1) 落札決定の日時までの間に、規則第2条第1項の規定に基づき定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

- (2) 落札決定の日時までの間に、上記3に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。
- (3) 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置を受けたとき。
- (4) その他市長が特に入札に参加させることが不相当であると認めたとき。

6 入札方法

- (1) 入札は、原則として入札執行日時に入札執行場所に出席して行わなければならない。
- (2) 落札価格は、入札金額に100分の5に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札者は、提出済の入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (4) 本件入札において、上記3の参加資格があると認められた者が二者以上である場合は、その者の商号（法人にあっては名称）、予定価格及び最低制限価格を入札の前に公表する。
- (5) 本件入札において、上記3の参加資格があると認められた者が一者である場合は、規則第12条第2項の規定に基づき本件入札を取り消す。

7 入札予定日及び場所

平成20年2月4日（月）

京都市上下水道局総務部用度課入札室

8 落札者の決定方法

落札者の決定は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

免除

10 入札の無効

規則第6条の2各号(第3号を除く。)の規定に定めるもののほか、虚偽の申請により競争入札参加資格があると認められた者が行った入札及び予定価格を上回る価格の入札は無効とする。

11 その他

(1) 本件入札は、政府調達に関する協定の適用を受けない。

(2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 本公告に関する問い合わせ先 上記4(2)アに同じ。

(5) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者(以下「契約者」という。)と落札者以外の者(以下「非落札者」という。)とが次に掲げる事項を行うことを禁止する。

ア 契約者が、非落札者に本件工事の施工に関して建設業法第2条第1項に規定する建設工事を請け負わせること。

イ 非落札者が、契約者から本件工事を請け負うこと(2次下請、3次下請その他契約者と直接契約を締結しない場合を含む)。

(上下水道局総務部用度課)